

平成24年度 第2回東久留米市地域自立支援協議会 議事概要

<日 時> 平成24年12月18日(火) 午後1時50分～午後4時30分

<会 場> 東久留米市役所7階 701会議室

<出席者> 16名

奥住委員長、磯部副委員長、長田委員、河野委員、及川委員、
平山委員、小田島委員、水谷委員、金子委員、高原委員、
有馬委員、小林委員、野村委員、畠山委員、多功委員、岡野委員

<事務局> 福祉保健部長、障害福祉課長、福祉支援係長、地域支援係長、
さいわい福祉センター職員

<議 題> 1. 東久留米市長挨拶
2. 委員の自己紹介
3. 委員からのレポート報告(共通理解にむけて)
意見交換
4. 専門部会の設置について
5. 事務連絡

【事務局】 それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。
きょうはお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

協議会を始める前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、前もってお送りしています次第と資料1、右側に表示がついております。続きまして、既に送っている資料3、大きい紙ですね、これが前もって郵送しているもので、きょうお持ちでない方はこちらに予備がございますので、お声かけください。続いて、本日、机にご用意させていただきましたもので資料2、席次と委員名簿になっています。資料4、東久留米市地域自立支援協議会の運営に関する規定、あと右上に委員追加資料ということで、後ほどの委員レポートの追加の資料になっています。あと、何も記載がないんですけども、イオンの黄色いレシート説明というものと東久留米市のアドレスと書いてあるもの、これは後ほど事務連絡でご説明いたします。不足がありましたら、お声かけください。

【障害福祉課長】 それでは、開会に先立ちまして、馬場一彦 東久留米市長より一言ご挨拶をさせていただきますと思います。

【市長】 改めまして、皆様こんにちは。市長の馬場一彦でございます。

本日は第2回目の地域自立支援協議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。本来ですと前回の第1回目の協議会、これは委嘱もあわせて行わせていただいたんですが、委嘱状を私からお渡しすべきところ、ほかの公務がありまして、出席することができませんでした。大変申しわけございませんでした。

さて、きょう横組みのA3の資料にもありますが、当市では本協議会の設置が他市に比べて若干おくれていたというのがございます。今回、皆様のお力をいただきまして、ようやく障害をお持ちの当事者の方とその家族の方をはじめ、また奥住先生、そして特別支援学校、ハローワークなど公的機関と、東久留米市内の障害者福祉施設代表者会からのご協力を得まして、このたび発足することができました。各委員におかれましては、年末大変お忙しいところ大役をお引き受けいただきまして、本当に感謝申し上げます。次第でございます。

当市では、皆様ご案内のとおり、今年度から3カ年の計画で第3期障害福祉計画を策定いたしまして、その推進に全力を挙げている状況でございますが、この協議会の役割の一つ、こちらの中でこの計画の改定や変更時にご意見をいただくことになってございます。

つまり、市といたしましては、例えば今年度からまた予算を立てて充実を図っております相談支援など、協議会の皆様からのご意見を参考にして、さらに

何とかレベルアップを図ってまいりたいと考えてございます。これもひとえに障害者施策というふうに言われておりますけれども、障害者施策と一口で言いますが、それこそ最重度の身体や知的障害をお持ちの方から、介護や日中活動の場の整備の課題、また視覚・聴覚障害者の方への情報支援など本当に課題が多く、また一般就労へ向けていくことが、ある意味、一つの目標になるのではないかなと考えているところでございます。

そういった中で、障害をお持ちの方、またそうでない方、等しく日々が安心してこの東久留米市で暮らしていけるようなまちづくり、まちにしていきたいと考えている次第でございます。

つきましては、繰り返しになりますが、委員の皆様から一つ一つ、またさまざまな場面での忌憚のないご意見、またご提言をぜひとも賜ればと考えてございます。市といたしましても予算などいろいろ難しい状況もございますが、可能な限り全力で頑張ったいと考えておりますので、今後とも委員の皆様のご理解、ご協力を賜ることをお願いし、ご挨拶とさせていただきます。

この後、別の公務があるものですから、ここで退席いたします。大変申しわけございませんが、この後、担当の鹿島部長、また秋山課長ともどもよろしくお願ひできればと思っております。また、担当の職員等おりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございます。

(市長退室)

【障害福祉課長】 では、委員長、よろしくお願ひいたします。

【委員長】 それでは、第2回地域自立支援協議会を始めたいと思います。

委員の皆様こんにちは。師走のお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。10月23日第1回ということで発足したこの自立支援協議会ですが、本日、第2回を迎えることができました。

最初に本日の予定を報告しておきたいと思います。お手元に配付されました資料4、東久留米市地域自立支援協議会の運営に関する規定をご確認ください。第1回での検討を受けて確定されたものでございます。専門部会のこと、委員の構成のこと、会の公開・非公開に関するなどが規定されています。何かございましたらご意見等いただきたいと思ひます。

【委員】 きょう配られた資料4の自立支援協議会運営に関する規定ですけれども、まずこれは誤字だと思ひますが、第2に「協議会は、運営委」、委員会の「委」が重なってしまっているのがあるというのが1つと、今回、運営委員会の話が出なかつたんですけれども、今後、運営委員会は設けられ、私が考えていた運営委員会が頭にあつて、下に部会があるのか、その辺の関係がどうな

るのかというのをお聞きしたいなと思ったのが1つあります。

それと、あと委員の謝金というところがありますが、2の「部会委員および運営委員会の委員については、謝金は支払わないものとする」とありますが、部会とか運営委員会の開催については、謝金は払わないということですね。

【障害福祉課長】 運営委員会については前回も少しご説明したのですが、全体会をこうやって次は第3回目を開いていくという流れの中で、第3回でどういう内容をやっていくかということを経営委員会の中でもんで、それで協議会につなげていくという筋道を考えております。

それで、運営委員会としては専門部会を設けることを想定すると、専門部会の部会長などに入っていただくほうがいいのではないかと考えています。そうすると、専門部会の動きも運営委員会の中に直に入ってくると思っていまして、まだ専門部会が現状では設置するかどうかも含めてない中で、とりあえず臨時の体制として、委員長、副委員長と事務局（市）のほうで、第2回、第3回については、そういう運営委員会にかわる役割を果たすということを経営提起しております。

それから、謝金については、全体会の委員の謝金としてだけ予算を確保しているのですが、申しわけないですが、その他の専門部会とか運営委員会での活動について委員が出席していただいた場合、あるいはこれ以外の方を部会なりにお招きする場合についても、これは謝金なしでボランティアといいますか、自主的活動としてお願いしていくということを経営もご説明しており、それを文章化したということでございます。

【委員長】 運営委員会と専門部会は基本的には独立はしているけれども、専門部会長が運営委員会の構成メンバーとなることで、専門部会での協議事項が運営委員会につながって、協議会本体の議論として進んでいくというご説明だったと思います。

【委員】 そのほかなんですけど。公開のことなんですけれども、「協議内容によっては、公開できるものとする」というところを、今じゃなくていいんですけれども、ちょっとはっきりしたほうがいいかなと。実際に協議会をやっているよという話をしたら、何で公開じゃないのと言われちゃって、そこら辺はあいまいだなと思ったので、どこからどこまでが公開で、ここは非公開というのは、ちょっと整理していただけるといいかなと思いました。

【障害福祉課長】 前回、もう少しはっきり申し上げたのは、市民の意見を聞く会を年に1回ぐらいは設けていきたいという、その意味をこのように書いているんですけど。

【委員】 もうちょっと公開してくれっていう声がかちょっとあったんです。

【障害福祉課長】 きょうの議論中でも個人情報に絡むものが入ってくるのが想定され、そこら辺は理解していただければなと思っております。どうしても具体例から入らないと分かりにくいところが出てくるのかなと思いますので、原則は原則として、必ず公開の場も設けていくというふうに明言しております。後で事務局から説明しますが、議事録も昨日から公開になっておりますので、それもぜひ見ていただきたいです。透明性はそこで高めていきたいと思っております。

【委員長】 今回のところは個人情報も含まれるということで、毎回の会議は非公開で、ただし別に市民に広く公開する場も積極的に設定するという事です。

それでは、会の開始に先立ちまして、前回ご事情でご欠席されたお二人の委員がご出席されていますので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。まず長田委員よろしくお願ひ申し上げます。

【長田委員】 前回欠席させていただきました。東久留米市手をつなぐ親の会と申しまして、知的発達障害のある子供を持つ親の会の代表を、平成17年度からさせていただいております。前回の資料を拝見して、余りにも簡単なプロフィールを書き過ぎたなと思ひまして、反省しております。3人息子がいるんですけれども、もう全員20歳過ぎましたが、長男と次男に知的障害がございます。一応それをつけ加えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 長田委員には、後ほどご報告もいただくことになっております。

続いて小林委員、自己紹介をお願いできればと存じます。

【小林委員】 多摩小平保健所の小林と申します。前は、済みません、所用がありまして欠席させていただきました。私も、先ほど市長さんからお話があったように、保健所としましても自立支援協議会を各市に1会議ということで、うちの管内はあと2つできていなかったんですけれども、東久留米市にできたことを非常に喜んでおります。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員長】 どうもありがとうございます。小林委員におかれましては、別の自治体の協議員をなされているということで、別の角度からのご意見等もいただければと思ひしております。

それでは、本日の協議会の流れを確認したいと思います。前半、後半で内容が分かれています。まず前半ですが、前は協議会に関する基本的なことを学習して、議論しました。今回はそれを踏まえて、委員それぞれの方々のお立場について、短い時間ではありますがレポートを聞き合う時間を設定いたしました。今回は6名の委員の方にレポートをご依頼してあります。当事者の方が3名、事業者の方2名、教育現場から1名です。お一人10分程度になります。

けれども、ご報告をいただくという内容です。なお、この委員の相互理解ということについては次回以降も継続したいと思っています。

後半につきましては、レポートや前回の学習を受けて、来年度から専門部会をどのような目的でどのように設置するかについて討論したいと思います。最初ですので、具体的にならなくてけっこうだと思います。自由に発言して意見を出し合う時間にしたいと思います。本日中に結論を出すという議論ではございません。

それでは、前半のレポートを始めたいと思います。まずは当事者、家族の方からのご報告です。よろしくお願いいたします。

【委員A】 東久留米市手をつなぐ親の会と申します。よろしくお願いいたします。

私ども親の会は今、会員が80名ちょっとで市内には知的発達障害のある方は800人くらいいると聞いておりますから、その中の約1割の親の会です。残念ながら、現在、会には就学前のお子さんをお持ちの親御さんがいませんので、小・中学校特別支援学級、特別支援学校の小学部と高等部の保護者さん、それから成人期のご家族より聞き取りをしてランダムですがまとめさせていただきました。

私、親の会の代表を務めさせていただいておりますが、お若い世代の方たちとは時代背景も違いますので、会長の独断と偏見で勝手なことは申し上げられませんので、一応お断りしておきます。

これからさまざまな事例を含めてお話しさせていただきますが、そこから知的発達障害のある子供、大人の現状を知っていただき、皆さんで課題を一緒に考えていただけたらと思います。

まず、小学生低学年の親御さんから、障害のある子供さんが3人姉妹の一番上で下の妹たちとの生活の両立に非常にご苦労があるということでした。

具体的には、長女さんに障害があるために、下のお子さん出産時におじいさま、おばあさまにゆだねることができず、結局、東久留米で出産されることを選択なさったのですが、出産後、お父様と2人で生活を組み立てざるを得ず、下の妹の保育園の送迎はファミリーサポートを使い1日1,600円で1カ月間、それから家事支援も使い、1日3時間2,400円で、週2日2カ月間続き経済的負担が非常に大きかったそうです。

3人姉妹の子育てをしていく上で、長女さんの夕方のプールに1時間、付添いは親御さんでなければならないというのでその間、下の妹たちを自宅に置いていくということは非常に不安が大きいということでした。

それから、移動支援の制限がかかっている、まずプールでは使えない事業所

が多いということ、時間数の問題、逆に妹たちの用事の際に長女さんを自宅には置いておけないため、下のお子さんへ親としての活動がかなり制限されてしまっている。子育て支援の社会的資源不足のご指摘がありました。

次に共働きの実現について、移動支援・日中一時支援の柔軟な活用ができればということで、長女さんの送迎に母親の負担が大きい、学童保育の入所が困難、その親御さんのお話ですと、(愛の手帳) 2度からは学童保育の利用が難しいと聞いておりますが、実際のところは後で行政の方にお話しいただければと思います。社会的な資源がなかなかうまく家庭生活にフィットできないということで、共働きの実現が難しく経済的な困難さがある。それぞれの家庭によって生活スタイルが違うので、そのニーズを考慮して、移動支援・日中一時支援などを柔軟に活用できるようにしてほしいという切なる願いがありました。

それから、特別支援教育教員の専門性について、各児童について担当教員同士の理解や認識の度合いがさまざま、非常に不安感があるということでした。

特別支援学級について、今、市内でも児童数が非常に増加しているので、介助員の増員をぜひお願いしたいということ。

これは保護者同士のコミュニケーションの力もあるのですが、情報の共有や支え合いなどのための横のつながりが非常に希薄だというご指摘がありました。保護者が孤立していらっしゃるケースも見受けられるということでした。再び移動支援について、小学生は市内のみに限定されているので、何とか市外まで広げていただけないだろうかということ、希望日の時間帯が重複して利用できないケースもたくさんあるということでした。

次に中学生の特別支援学級保護者から、ここでも特別支援教育の教員の専門性に不安を持っていらっしゃる事が挙げられました。教員によって知識及び、コミュニケーション能力に非常に差がある、また、担任が短期間で異動することもあって、前任者との引き継ぎが行われているのかどうか疑問に思うことがある。これも不安材料の一つということでした。

通常学級との交流について、双方の生徒にとって非常に必要なことだと考えるけれども、多感な中学生の時期には別な意味での難しさを感じる、その方法や内容をよく検討していただき、通常学級の生徒の事前の学習は必要ではないかということでした。

それから、特別支援学級の中での学力の個人差が非常にあるので学習到達別やグループなど少人数授業を行ってほしいということでした。

次に特別支援学校高校生の保護者から、卒後の行き場がない。今、市内では生活介護の事業所の空きはほとんどありません。加えて就労継続支援B型事業所の空きも少なくなってきました。また、25年度からの新卒からストレー

トで利用できるかという課題があります。事業所建設のためには市有地の活用をぜひさせていただきたいと思っています。それから、事業所の選択肢があるというのが非常に大切なことなのですが、選べる状況にはありません。

次に卒後の余暇を含めた生活の不安。これは卒後の行き場の不足だけではなく、慢性的な将来に対しての不安感があります。親の不安感というのは、決して子供に良い影響を与えないと思います。

再び移動支援と日中一時支援、それから短期入所の課題があります。移動支援の時間は月20時間、3カ月スパンで60時間活用できるようにはなっていますが、例外がないということに非常に不安感がある。親の入院ですとか、本人の状況の変化などあるので柔軟に使える制度にしてほしいということ。それから、短期入所で通学ができるところは、近隣では東村山福祉園のみだそうで、常に満床の状態、さいわい福祉センターの7日間というのが都型であります。何かあったときにこの日数では非常に不安があるので市内にも欲しいということでした。

最後に成人期、ずばり20歳を境に子離れ、親離れをしていくことができる仕組み、制度が必要だと思います。親の役割の転換、それから親亡き後、老々障介護・介助、グループホーム・ケアホームのニーズは増加の一方で地域生活と言われていますが、入所施設の利用希望者も絶えません。成年後見制度の使い勝手の課題もあり非常に深刻です。

特に老々障介護のようなケースでは、相互依存のようになっているケースも見られ、グループホーム・ケアホーム利用を望んでいてもすぐに入れる状況にはありませんし、2級年金ですと利用は困難です。1級年金でも非常に厳しいです。私も実は法人の運営にかかわっており事業展開するために市内で試算をしてみたところ、家賃4万円以下に抑えないと、1級年金でも限界があるかと思っています。入所施設利用は、都内では何百人待ちの状態と聞いております。成年後見制度は一向に利用が進まないということは、その使い勝手に課題があるということだと思います。

施設・事業所設立についての地域の理解というところにあえて触れさせていただきませんが、近年も事例ありましたが、必要というのはわかるけれども、我が家の隣でなくてもいいでしょという、反対運動とまではいなくても、そのようなご意見があるのも事実です。また、知的発達障害について違ったご理解があり、啓発活動の足りなさを当事者の会として深く反省をしているところです。これは地道にコツコツと次の世代につなげるしかないと思っていますが、何か方策があれば皆さんに教えていただきたいと思っています。

それから、世代を超えた地域の状況と課題の共有が必要ですが、当事者同士

でもなかなかできないのが現状と私は認識をしています。自分たちの共通認識もできずに地域の皆様にご理解をととは言えない状況かと思えます。

最後になりますが、先日、選挙がありました。私の長男は字を書くことが難しいので投票所に行って代理投票をお願いしています。今、ユニバーサルデザインといって、建物や道具など障害のある人もない人も使いやすく作られるようになりました。選挙会場も記入ボックスに貼ってある字を大きくしたり写真を付けるなどしていただけたら、もっと皆さんがわかりやすくなるのではないかと思います。

【委員長】 どうもありがとうございました。知的障害のある方のライフステージそれぞれの課題について学ぶことができました。切実な問題が随分あったように思います。

続きまして、レポートをお願いします。

【委員B】 私もこういう会に出たのは初めてなので、レポートが二重になってしまったようなのですが、申しわけありません。

高次脳機能障害というのは、ある程度社会生活をされた方が交通事故とか病気などで、突然、脳の障害を負ってしまうということ。私もここへ来てまだ4年目になったばかりなのですが、なったときは認知症と間違えられまして、同じ建物の中でも後ろに引かれてしまうんです。認知症という感じで受けとめられる。そのころは正直言って、夫はまだまだ悪かったです。私の観点からいくと、退院したときは3歳児、今は小学校5年生ぐらいの知能。ですから、5年生でもまだちょっと足りないかなと。前の方も言ったように、知的障害ではないんですが、障害の中に10種類ぐらいある中のかぶっているものがあって、うちの場合は自分で何かをする、下着でも後ろ前に着るとか、本当に大人なのにとと思われるかもしれません。今までできたことができないのが高次脳機能障害なんです。

皆さんはわりとまだ目新しい名前だと思うんですね。北部北多摩の医療センターが中心で、5市の中で私たちの会を支えていただいているということで、発足してまだ3年目なんです。私自身もここへ来て初めて家族会というものに携わっていますので、皆さんに比べ経験が浅いものですから、私の経験したことを書いています。また今の2枚目の資料なのですが、手帳が障害になったときにすぐには取れないんです。すぐ取れるというのは、失語症であれば身体障害者として3級か4級なんです。失語症は3級か4級しかないんです。それである方は、だからそれは取れた。だけど、高次脳機能障害者としての精神障害者手帳は何年たってももらえてない。ですけど、あってどうのじゃないんですが、あれば支援が使える部分が出てくる。だから、私なんかは、会に来られる

と、皆さんに手帳を早めに取りれるよう先生にお願いしてくださいという感じでお話をして、皆さん本当にわからないで来ています。突然の病気でなるものですから。

ですから、そういう面で、高次脳というのは一定の基準に該当するかどうかによって検査があって、その検査が10種類ぐらいとか、いろいろあるんですが、これはボールペン、これは何々と、それを答えられないものが比重を占めたときに、一つは記憶障害が入ってくるとか、本当にいろいろな検査があって、そういうところから個人的に手帳がいただけない期間が長くなっている部分もあります。ですから、普通の障害だったら、すぐ退院と同時に身体障害だとかいろいろもらって、家族もある程度障害を認めるんですが、私たちは認めるには手帳も何もない、ただ、高次脳機能障害者ですと言われても、それがどういう部分で、どういうふうになっているのかある程度、うちは7年近いんですが、そのころ先生もわからなかった。高次脳らしいですよという感じですが、じゃ、高次脳って何ですかって、失語症と半身不随が残るのが高次脳ですと。そういうふうにしかならなくて、私もそれぐらいしかなかった。

ですけど、いろいろな面で家族会にどんどん、今、家族会をやりますと、初めて見える方も多いですし、ある方は20代の後半で、お仕事をされている途中で脳腫瘍になって、お仕事もできなくなったんです。ですけど、若い方は訓練すると治りが、結果が見えてくる。そうしますと、今までは営業で外を回っていた方ですが、それは無理だから、事務職のほうに会社として受け入れましょうと。来年4月あたりからの復帰の話も出ているので、とてもうれしいです。

私の主人なんかは老齢ですので、正直言って扱いが全然違います。ですから、リハビリもちょっとやったらもう終わり。だけど、若い方たちはどんどん活用して、よいものを引き出してください。だから、そういう面で差もありますけれども、私なんかは家族会の代表としてそういうお話を聞いたときに、自分のことのようにとてもうれしいんです。我が子よりも若い、結婚前提のおつき合いの方もいらしたけれども、それもまだ前へ進めない。ただ、4月からお仕事に復帰の話が出てきている。それだけでもすごい進歩だと思います。

だから、家族会を立ち上げて、皆さんが自由に話して、今こうやって皆さんの前で私が話しできるようになっているということは、家族会も小さいですけども、同じなんです。初めて来られた方が悩みをどうしていいかわからない。若いお嬢さんはお父さんとお母さんが障害で、お父様はやはり手帳が取れてない。そういう方もいらっしゃいます。お母さんは話はできて歩けるけれども、脳梗塞が2回目で、今月退院になる。お嬢さんは別のところに住んで、お父さん、お母さんは同じ5市の中なんですけど、別です。

そうすると、だれが見るのってなりますね。そうすると、昔みたいに隣近所の方が声をかけてくださるんならいいんですけども、今は皆さん自分の生活でいっぱいです。ですから、「手帳はどうしました？」と聞いて、まだ取れない。じゃ、介助で来たときにそこの方を紹介して、こういう方なんですけど、前へ進むようにお願いしますと紹介をして、コンタクトだけはとって、私の任務はそこまでで、あとは個人的に家族が話し合っていく。

そういう形でつないでいくことが私の仕事で、だからこうやって皆さんの話を聞くということは、やはり同じ思い、社会資源も使えてないのは本当のことなんです。ボランティアさんが欲しくてもボランティアさんもない。うちみたいに老老介護だと、夫が施設に行かない日は1人で留守番しています。だけど、留守番できるように1年かかって訓練して、私も動けるように、外へ出られるようにはしてきました。だから、そういう面でも家族の努力も、やはり知的障害の方と同じなんです。今までできたものが全然できなくなって、だから悩みも同じですし、社会資源も使えないし、本当に「えっ」という感じで、60過ぎて突然でしたから、本当に目の前真っ暗でしたね。

でも、24時間、病院から引き渡されて、それから私たちも自分でやらなきゃだれがやってくれるの？それが家族の力だな。そうすると、少しずつよくなってくる。それも見えてくる。それは今まで培ってきた何十年というものが少しは残っているんです。だから、突然病気になっても、知的障害の方とまた違う部分というのがそこなんですよね。だけど、障害を持ったということは共有しながら、どんな障害でも同じですので、お互いが頑張っていきたいなと思います。

高次脳の会は去年までは偶数月に5回やっていました。今年はちょっと変えまして3回にしまして、7月と11月と3月、東久留米と西東京、小平、東村山、清瀬、この5市で順番に会場をお借りしてやっております。3月は小平市でとれていますので、また皆さんお互いに行き合って、勉強になると思うんです。私も行かせていただきたいと思いますし、だからそういう面で共有できる部分はお互いに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】 どうもありがとうございました。質問等をお受けしたいと思います。

【委員】 今、その会に属していらっしゃる方って何名ぐらいいらっしゃるんですか。

【委員】 今、5市で20名。当事者が入ります。どっちかというとなんて逆なんですね。家族の方が家族会に見えまして、それで当事者の方のお名前です。ですから1家族で2人入ってくださる方もいらっしゃるし、独居のかたの場合はお

一人と。そして、まだ会には入っていませんが、こういうときにこういう会がありますよとお誘いしてお手紙を出すと、近隣市から見えてくださる。その方は40代で独身の男性です。今のところは20名です。これからどんどん増やしたいと思っています。よろしくお願いします。

【委員長】 中途障害で一見するとわかりにくくて、そのために、なかなか福祉サービスにつながりにくい障害、最近注目されつつある障害だと思います。

それでは、続きまして、よろしくお願いします。

【委員C】 私、長くしゃべると時々声が枯れるので、済みません、途中で飲むときがあります。申しわけありません。いつもは手話を出していますけれども、きょうは手話を出さないでしゃべります。

まず、私たちの団体は、東久留米市ろうあ協会という名前で活動しております。東久留米市には聴覚障害者は300人ぐらいいると言われてはいますが、実際に私たちの会員は20人。少ないですが、300人の中で20人しかいないので、それはいろいろな理由がありますので、その理由、少ないということについては今後の課題の中でなぜ少ないか、なぜこれから増やしたいかということについて話をしますので、少し省略いたします。

私たちはさいわい福祉センターで毎月1回定例会を開いています。それは1年の活動、何をやるかとか、どんなことをやるかということを経会のときに話し合っ、1年の計画を立てて、それに沿って活動をやっています。活動計画はほとんど残すことはないと思って、全部クリアしていきます。

今、お2人のお話を聞くと、お世話が必要とか、いろいろな面で苦労のようなお話を聞きますけれども、私たちは目に見えない障害ですけれども、ある程度体が健康な人たちと同じように動ける面がありますので、生活の面でこうしてほしい、ああしてほしいというのはほとんどないに近いです。

それは何をしてほしいのかというと、私たちは先ほど言いましたように目に見えない障害ゆえに、人々から偏見・差別を受けやすいです。健康な人に見えますので、健康と思われる面が多くても、実際に生まれたときから聞こえない場合はいろいろコミュニケーションが不便、聞こえない、話せないという障害ですね、私たちがあるのは。そのために自分の思っていることを相手に言えないという面があって、誤解されやすい障害だと思っています。

それで、私たちはその障害を何とか市民の皆さんに理解してもらう方法は何なのかいつも例会などのときに話し合います。そうすると、1番は、触れ合いが足りないために、聞こえない、しゃべれないという障害を正しくわかってもらえないところが、結局はそこにあるのではないかなと思うんです。委員さんが言われたように、つき合ってみれば、何だ、健康な人と大して変わらない

という面もわかってもらえると思うんですけども、それでもやっぱりある人たちは聞こえないと言うと、大概大きな声を出すか、または聞こえませんかと言うと、ああ、そうですかと見られるか、そのどっちしかないんです。

聞こえないという障害をきちんとわかってもらうためには、つまり聞こえない人のコミュニケーションの方法がいろいろあるということですが、一般的に聞こえないと言うと、手話がわからないとだめだろうという考え方が普通。手話がわからないから話すことができないとか、市民の人は大体そういいます。実際はそうではないということです。手話がなくてもしゃべれる方法もあります。その方法を市民がわからないということです。

ですから、実際にわかってもらう方法は、市民の皆さんとの触れ合いといえますか、交流といえますか、その中から少しずつ聞こえないという障害をわかってもらえるという方法を一つとっています。それはここにも書いてありますけれども、毎年秋に聴覚障害者への理解を深める集いといって、市民の皆さんにチラシを配って、いっぱい集まってもらいます。そのときに具体的に聞こえない人の障害に触れ合ってもらえるというのが一番大切だと思っているんです。

結局、聞こえないという障害は、これこれこれって話しても、実際はなかなか理解してもらえない。例えば目の見える人は、目が見えないという障害は理解できると思うんです。自分が目をふさげば、ある程度目の見えない人の不便はわかるんですよね。でも、聞こえない人の障害はわかってほしいと言っても、実際いくら耳をふさいでも耳は聞こえる。皆さん、どうですか。今、耳をふさいでも私の話は聞こえるはずですよ。ですから、聞こえないという障害はどういう障害なのかというのは、本当の意味でわからない人が多い。ですから、自分に言われても、聞こえませんかと言うと、ああ、そうですか、じゃ、いいですみたいな雰囲気では話せないという面が多いです。それで、手話を通して、聞こえない人たちへの理解を深めてもらうというのが私たちの願いです。

それで、小学校、中学校にも行って、聞こえないということはどうなのかとか、手話を教えたりしています。東久留米市の小学校からは福祉協議会様に連絡がいった後、ろう協に連絡が入ってきて、それで学校に赴くという方法で、市内の小学校からも声がたくさんかかります。ですけども、小学校にもゆとりの時間というのが大分前にありましたよね。それで、そのときは市内の小学校は20校ぐらいお呼びがありましたけれども、最近はやとりがなくなることによって、勉強、勉強、勉強、勉強と言って、福祉とか障害者にかかわる問題は、今の教育では少し少なくなっているのではないかなと思っています。やっぱりもっともっと学校でも福祉にかかわる、障害者にかかわる時間を持ってもらえたらなと思っていますけれども、声がかかって、呼んでくれたところには必ず

行くようにろう協は努力しています。

それから、手話講習会について。これは東久留米市の障害福祉課主催で、手話講座を毎年というか、もう30年開いてきていただいています。手話を学んだ人たちが、ある意味でお母さんのように理解者の1人となってくれるわけです。ですから、お母さん聞こえませんと言っても逃げるはずはないと思っています。ああ、そうですかと言ったら、書くとか、口を大きくするとか、手話まではいかなかったんだけど、時間が短かったからね。上手までは難しいけども。

でも、手話がわからなくてもほかにコミュニケーションの方法があるということをもみんなしっかりと覚えていってもらおうといっても、手話を覚えてもらうのって、ある程度そういう人、東久留米の聞こえる人が聞こえない人に会ったときでも、方法がわからないから、どうしようということではなくて、すかさずコミュニケーションがとれるような人たちが増えてもらうのが、自立支援法とちょっとかけ離れているかもしれませんが、私たちの願いです。ですから、これからも市としては手話講習会にたくさん力を入れていただいて、途切れることなくずっと開いていただければ、私たちはありがたいと思っています。

それから、親睦というのもありますけれども、これはろうあ、聴覚障害者、私たちのメンバーとか手話サークルの人などでいろいろ親睦、旅行に行ったり、非常に楽しむこともあります。それと、手話サークルというのは、手話講習会で学んだ人たちが自主的にサークルをつくって、そこで私たちろうあ協会と一緒にあって、五分五分の形で活動をしています。ある意味でいろいろ協力してもらっていい関係を続けておりますので、東久留米市の中では手話サークルは絶対大切だと思っています。その人たちが、ある意味で市民の皆さんにもいろいろ啓発してもらおう面もありますから、すごくいい関係で続けております。

私たちの今後の課題ですけれども、今、たくさんありますけれども、きょうは4つお話しさせていただきます。

先ほど言いましたように、ろうあ協会の会員が少ないという理由はいろいろあると思うんですけれども、1つは若い人たちの定着が少ない。東久留米というのは若い人は田舎と思うでしょ。だから、若い人はあちこち動くという、アパートを借りる人たちは大概動く人が多い。東久留米に骨を埋める人は、年齢という意味もあると思うんですけれども、とにかく移動が激しいことが1つあると思います。

それから、先ほど言いましたように、私たちは目に見えない障害なので、例えば道路で同じ聞こえない人とすれ違っても、この人が聞こえない人とわから

ない。失礼ながら、ほかの人が目で見たとときに、多分、目の見えない方ならば、ああって声をかけられるけれども、私たちはお互いにこの人が聞こえない人とはわからないまますれ違ってしまふ。そのために、もし聞こえないとわかれば、また手話を出したりとかしてわかれば、もちろん声をかけて会話を増やす努力はしています。ですけど、手話を出しても、声をかけても、私は答えられませんと言われると、はあはあと、もうがっかりするという状態ですよね。それで、なかなか目に見えない障害ゆえに、お互いに声をかけられないという状態が2つ目です。

もう一つは、東久留米に引っ越した、または出ていくときに一応市を通すと思うんです。でも、新しく引っ越してきた人に対しては、市はプライバシーといって、教えてくれないわけです。ですから、聞こえない人がどこに住んでいるのかというのはなかなか教えてもらえないわけなので、もしかしたら私の家から100メートル近くにいるかもしれないけれども、わからないままという状態だと、なかなか会員が増えないという状態です。聴覚障害者は300人もいるんだから、もっともっと会員を増やして、もっともっと聞こえない障害のための運動というか、啓発活動をしたいと思っても、そういう状態でなかなか難しいということが私たちの悩みの一つです。

これから行政が住所を公開してもらえたらと思うんだけど、なかなか難しいでしょうね。毎年言っているんですけど、やっぱりプライバシーということがあって、名前は公表できないという状態ですけども、ほかの障害者のグループの人たちはどういうふうにしてわかるのかなというのを教えてほしいと思っています。

それから、手話講習会は先ほど言いましたように、市に30年近く開いてもらっています。これは今も開いてもらっていますけれども、それは昼間に開いていただいています。前は夜の手話講習会がありましたけれども、夜は社会福祉協議会様のほうで開いていただいて、2つ、昼は市、夜は社協さんということだったんですけども、社協さんのほうでは「わくわく」に引っ越しちゃった。地理的に不便なところですね。昼間仕事していて、夜は手話を学びたいという人が結構いると思うんですけども、「わくわく」に変わってから手話を受けに来る人が少なくなった。

仕事が終わってから電車で来て、帰りに滝山までバスで行くというと、みんながやっぱりしり込みしちゃうんです。それで、市役所とかさいわい福祉センターの場所を借りて、そこで開いてほしいと何回も交渉したんですけども、なかなかさいわいも貸してくれない。そういう意味で夜の部は3年前から廃止されたという流れがあつて、そうしたら夜の部が開けて、昼間学べる人、夜学

べる人の均等化はどうしたらいいのかという考え方を今ろう協で持っています。やっぱり手話の人口は増やしたいということです。

3番目ですけれども、手話通訳者が増えてほしい。増員。これは今、市が手話講習会を開いていて、4年コースです。皆さん手話は簡単でないですね。本当に難しいですね。ですから、1年、2年の人は一応ボランティアといいますか、聞こえない人と簡単な会話ができる。そこまでで良いという人は、2年ぐらいで修了できます。けれど、今日2人立っていますね。それは東久留米の手話通訳登録者、いわゆる通訳のプロですけれども、こういう方になれるまでには、5年かかるんです。ですから、一般的に目の見えない人の介護とか、寝たきりの介護の人は大変だと思いますけれども、そういう人と比べても手話通訳者の養成にはすごく時間がかかるんです。なぜかという、何十万とある日本語を手話にかえなくてはならないという意味があるので、すごく訓練が問われるんです。その技術の訓練と聴覚障害者を理解する気持ちなど、学習が大変ですから、それは手話講習会を開いていますけれども、今日の通訳者のお二人のようになるまでにはすごく時間がかかります。

それで、なぜこれを書いたかという、手話講習会を開くときはだれでもと言って一応集めます。それでも来る人は、平均的に30人から40人は入ってきます。けれども、簡単に手話を学びたい人と、通訳を目指す人たちの勉強は全く違うものなんです。だけれども、東久留米はごちゃまぜで勉強しているわけなので、通訳に到達するまで、また別な意味での大変な教育が必要なんです。その二面性が今東久留米ではない。全部ごちゃごちゃ、だれにでも門戸を広げましょうという考え方なので、その中から通訳が育っていくというのは大変な面もあるんです。できれば今後は一般ボランティア向けの手話講座と、本当に通訳を目指す人たちの講座として、手話を分けていきたいと思っているんです。通訳を初めから目指す人は厳しい教育が必要だし、ボランティアを目指す人にはやさしくという二面性が必要じゃないかなと思っているんですけれども、私の希望ですね。

4番目、これは私たちの一番大切なものなんですけれども、東久留米市の聴覚障害者は300人だけれども、年とっている人は300人ではないと思うんですけれども、身障協様と同じようにみんな高齢化、聞こえない人もやっぱり高齢ですよ。そうなります。そうすると、聞こえない人というのは、ある意味でお子さんがない人が多い。聴覚障害者で子供を産む人はいますけれども、子供をあきらめる人もまたいるんです。

そういう人たちが高齢化したときに、自分たちはどうするかという問題があると思うんです。けれども、先ほど言ったように、聞こえない人たちはコミュ

コミュニケーションが難しい。ですから、年をとってから老人ホームとかへ例えば入っても、看護師さん、それから高齢のいる人たちとコミュニケーションがとれない。結局は社会の中でも手話がわからないとコミュニケーションがとれない、聞こえない人たちが老人ホームに入ってもコミュニケーションがとれない、社会から孤立してしまう。そうすると、若いときは孤立しても、年をとったときは最後は楽しく過ごしたいと、聞こえる人はみんなそうだと思うんですけども、それに限って聞こえない人はそれができない。施設には入っても、結局はひとりぼっちという状態に置かれる。

それを考えると、私たちも東久留米の中で聞こえない人専用の老人ホームというのは難しいとは思われますけれども、せめてステイホーム、定年になって60からここに集まれば、聞こえない人同士で楽しく手話で会話ができるところが、今、私たちは欲しいと思っています。今は東京にはそういうのが少ない。足立区に1つあります。東京では足立区だけで、ほかはまだまだという状態です。年をとって老人ホームに入りたいときは埼玉県に行くとか、そういうところに行く人もいます。聞こえない人の老人ホームは、近いところでは埼玉県に1つあります。そこに入るために待つという状態です。ですから、東久留米でも聞こえない人が高齢化したときに、身障協さんのように集まって手話で楽しく交流できる場、楽しい老後を送れる場が必要ではないかなと、最近、自分も高齢化して感じました。

今後、その4つの課題について、いろいろ皆さんに協力していただけたらありがたいと思います。

【委員長】 ありがとうございます。続きまして、事業者の立場からの2つの報告です。よろしくお願いします。

【委員D】 ただいまコミュニケーションということで認識をちょっと新たにしたんですけども、精神障害の方もコミュニケーションという点では支援を必要とされる場合があります。

最初に、精神障害というふうに一口で言いますけれども、上の精神障害の分類という表をちょっと見ていただきたいんですが、WHOのICD10という病気の分類がありまして、そちらのほうではf0から、f9まで分類されていまして、それを分類したのがこの表です。f0とf1、高次脳機能障害の方もf0に入るかと思うんですけども、こちらが外因性ということで、体の外からの薬ですとか、けがとかによってなる精神障害で、外因性の精神障害で、f2、f3は統合失調症、気分障害、そううつ病ということで、こちらは内因性、体の内側からというもので、f4が神経症ということで、心因性、いろいろなストレスが原因になるというもの。f5、f6は人格障害という性格的に偏り

がある方。その他ということで f 7 は知的障害の方になります。作業所のほう
は知的障害の方は合併の方以外はおられないんですけれども、f 0 から f 8 まで
全般的に通われているという状況です。

その下の図ですけれども、これは障害者白書に出ていたんですけれども、現
在、日本では 3 2 3 万人の患者数ということですので、1 億人のうち約 3 % の
方が精神障害ということで、入院されている方が 3 1 万人、精神通院医療で通
院されている方が 2 9 0 万人というのが大体の内訳です。

手帳を持っておられる方が 5 9 万人というふうに平成 2 2 年度は出ておりま
すけれども、作業所なんかに通われている、福祉のサービスを受けられている
方は、活動の中に就労訓練・日中活動というところがありますけれども、こち
らを合計しますと 6 万人ぐらいという形になります。雇用ということで、会社
で働いている方が 3 万人ぐらい。作業所は就労訓練・日中活動というところで、
私どもは就労継続支援 B 型とか、就労移行支援というのをやっております。

ちょっと前のページを見ていただきますと、1 ページ目に現在の作業所で支
援できていることとできていないということを書き出してみたんですけれども、
できていることとしては家から出て生活にリズムをつけるとか、他の利用者、
職員、お客様との交わりを通して社会参加する。通院、服薬、食事、身だしな
み、お金の使い方についてのアドバイス、見守りですとか、作業で若干の工賃
を、毎日行かれる人で月平均 1 万円ぐらいかなということ、1 日平均は四、
五百円ぐらいです。あと、通所ですとか、友達づくりで生きがいや楽しみを見
出して、充実感を感じられる方もおられますし、就労支援ですとかで一般の会
社に就職される方も本当にごくわずか、年に 2 人、3 人あります。あと、病院
から退院をして、ひとり暮らしをされる方も時にはあるという形です。

2 番目の支援できていないことですけれども、まず作業所に通えない人に対
する支援がちょっとできてないと感じておりまして、これには本人が通う気持
ちになれないですとか、精神的に人が大勢いるところは苦手ですとか、あと医
療につながってない方で落ち着かないですとか、ひきこもりとか生活的な偏り
で、障害とまでは断定できない方の場合には、自立支援法の事業の利用の要件
に合致しない方もありまして、そういう方も利用できないという形になります。

あと、作業所の指導力不足による限界ということですが、1 つには他
の利用者に迷惑をかける可能性がある方への支援ということで、ちょっと暴力
的な傾向のある方ですとか、人のお金を盗む癖があるとか、そういった方の場
合には作業所としてはなかなか受け入れがたいものがあるところがあります。

あと、いろいろな方がおられます、非常にデリケートな方ですとか、もの
すごくこだわりの強い方とかで、うまく職員がケアすることができる場合もあ

るんですけれども、なかなかうまく対応できないですとか、通うことによってかえって症状が悪くなられる場合もありまして、そういう場合も利用していただくことができてないという状況です。

あと、工賃としては月6万円ぐらい稼ぐことができますと、障害年金6万円と、合計して12万円ということで、ひとり暮らしぎりぎりできるかなというところですので、そうなればいいんですけれども、現状では月せいぜい1万円ぐらいですので、まだほど遠いという、そんな状況です。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。質問等お願いします。

議長の方で申しわけないのですが、質問お願いします。障害者基本法の改正で、精神障害に発達障害が含み込まれましたが、それによる変化は何かあったのでしょうか。

【委員D】 もともと発達障害の方も自閉症とか、そういうことで主治医の先生に診断書を書いていただいて、施設の利用はしていただいていたものから、そういう点では以前も利用できましたし、現在でもできているんですけれども、専門に発達障害を相談できる場所ですとか、就労支援とか、そういったのが非常に大幅に拡充されつつあるなという感じがしております。

【委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

【委員】 今、最後のほうでこだわりが強い方がいらっしゃる。そういう方も高次脳がすごいんです。本当にこんなことだと思うんですけれども、それが御飯を食べていても、例えば納豆が1つ残っていたとすると、何で食べないのだ、食べれ、食べる、食べない、食べろ、そういうこだわり、すごいですよ。だから、多分それも施設のほうで大変だと思うんです。大勢いる中の数人だと思いますけど。家庭であれば私や家族が、そうじゃない、今食べようと思っているからねとか、やさしく対応すると落ち着くんです。だから、施設というのも実際は大変だと思います。大勢の方、いろいろな障害の方が入ってこられるので。でも、そのこだわりをあまり念頭に置かないで、この人もどこかいいところがあるんじゃないかということを探してほしいです。

【委員】 そうですね。いろいろなこだわりを持っている方は、今までも問題がない場合にはあまり言わない場合もありますし、ちょっとこれは言わないとという場合もありますので。

【委員】 教えてください。高次脳の場合は目を見ながらゆっくり話すとわりと落ち着いてきて、それが効かないときはちょっと間隔を置くとか、それからまた話してあげる。主人もそういうところがあるので。今は施設で、皆さんがそれをどういうふうに対処したらいいかということを書いてほしい。

私がきょう行く日だと思うところには、きょうは朝からこういう状態で、ちょっと間隔を置いてくださいとか、話しかけるよりもちょっと様子を見て、それから対応してほしい。それがだんだん浸透してきまして、施設のほうもこのごろはいろいろな絵を塗ったり、折り紙でも一生懸命打ち込んでいます。数年かかってですけれども、そうやってきたので、ぜひ忍耐強く。そういう方はお仕事に来られる若い方が多いと思うんです。だから、そういう面を見てあげてほしいなと思いますので。

【委員】 それは作業所でもいろいろご家族から言っていただけると大変参考になりますし、職員にも気づかないところが、なるほどなところがありますので。

【委員】 言動で落ち着きません。かっとなると、自分が何を言っているかわからなくなりますので、だからそういう面では静かにさせるとか、それで後で、さっきどうだったのか、ちょっと聞くとぼちっぼちっと出ますので。それも時間がかかって、すぐには反応は出ません。何日も顔を見て、この人、話してもいい人だなというのをちゃんと見てとっていますので、施設長さんとか職員さんたちのご苦勞もあると思いますが、うちみたいに70になってしまえばあれですけれども、若い方がどんどん入ってきたときに辛抱強く、その人に合った対応をお願いしたいなと。これは家族会のことなんですけれども、よろしくをお願いします。

【委員長】 ここで休憩にしたいと思います。

(休 憩)

【委員長】 それでは、時間ですので再開します。5番目の報告です。よろしくをお願いします。

【委員E】 在宅支援グループ優友と申します。

優友は、障害者自立支援法の居宅介護、重度訪問介護、行動援護・同行援護の事業を行っています。ほかに地域支援事業の移動支援と日中一時の事業を行っています。事業の7割は移動支援と日中一時の事業なので、先ほど委員さんがお話していた、なかなか移動支援が使えないという事業所の立場です。東久留米の中で120名ほど契約されている方がいて、18歳以下の児童と成人はちょうど半分ずつぐらいです。

知的障害の方の移動支援は、学校や作業所が終わった後の1～2時間の余暇支援と、学校から放課後施設への送迎です。また土・日は5時間から6時間の余暇支援を行っています。日中一時はさいわい福祉センターでやっているような緊急一時と同じで、事業所の中で利用者さんと一緒に過ごします。さいわい福祉センターと違ってあまり広い事業所ではないため、長時間の5時間、6時

間を1カ所のお部屋の中で過ごすというのは、正直ちょっとしんどいところがあります。

障害児の余暇は、先ほど委員さんの報告にもあったように、現在、お母さんの手に頼っているのがほとんどです。資料にもありますように、小学生は10時間なので、週に1回2時間の余暇支援を4回やれば、それで8時間使ってしまう、それに放課後施設の送迎に使ってしまうと、それで終わりになってしまいます。支援学級の子のレベルは小学校3年生までは学童に入れますけれども、支援学校の子だときついです。

支援学級の子も6時までの延長については、補助員をつけるという関係もあるのか、5時にしてくださいと言われていています。障害児の場合は4年生まで延長が認められていますが、今は空き待ちの学童がほとんどなので、3年で卒所してくださいと言われるようです。

4年生以降になると、通所訓練事業でやっている3つの放課後施設(このみ、かるがも、しおん学園)と、自費で行っている優友のてんとうむしを利用されている方は多いです。しかし、学童よりは利用料が高いということがあるので、今まで学童に週4回行っていたのが週1回になるなど、利用制限になっているのではないかなと思っています。

また、各放課後施設には定員があるので、なかなかあきがなく、申し込みをしても空き待ちになっています。このみの場所が広くなり、週1回だったのが週2回、3回受け入れてくださり、日中一時も利用できるようになり、少しずつ広がってはいますけれども、費用もかかることなので、利用はなかなか難しいというのが現状だと思います。

また、通所訓練事業を利用しているこの3つの施設については1カ所しか契約ができないので、週1回・2回というのが精いっぱいかなというところです。

移動支援の時間が本当に少ないということがあると思います。日中一時が月7日使えるし、中学生以上になれば20時間ということを見ると、お母さんがうまくコーディネートすれば、ある程度の余暇支援はできるのかもしれませんが、お母さんも働きに出たいと思っても、放課後活動の場が保障されないと、働くのもなかなか厳しいです。それはさっき委員さんが報告されたのと現状は同じだと思います。

余暇支援や放課後活動を受ける事業所の立場としては、やっぱりヘルパーが不足しているのが現状です。学校が終わる時間はみんな同じです。移動支援は1対1の支援なので、清瀬特別支援学校へのお迎えで四人の依頼があっても、ヘルパーが3人しかいなければ1人お断りになります。市内の学校だと下校時間が5分置きに違うと、線路の向こうとこっちでは行けないとお断りしている

のが現実です。やっぱりヘルパーの不足ということはすごく頭が痛いです。

ヘルパーさんも居宅介護のように毎週何曜日の何時間この方に入りますから、この時間はあなたの収入は確保されますよという保証が移動支援はないです。ご兄弟の保護者会があるから、この日にお願いしますとか、毎月決まっている支援ではないので、ヘルパーも安定した収入がありません。作業所や学校に行っている間は仕事がないので、ほとんどが午後から夕方6時ぐらいまでの仕事になってしまうので、働き盛りの男性はまず無理です。女性にしても子供が学校へ行っている間にできる仕事ではないので、やはり学生と40代以降の主婦、あと男性は60代以降のシルバーというのが、大体どこの事業所も実態です。中学生の男の子の余暇でプールに行ってくださいという支援があったときに女性ヘルパーをつけるわけにもいかないのです、それはお断りとなったりしています。

資料に希望としてというのがありますが、ヘルパーの確保が大切です。市役所のほうもいろいろ考えてくださって、事業所内研修でヘルパー登録できるようになり、事業所で事業所内研修はやりますが、皆さんにこういう仕事がありますよというお知らせをするのは、やはりヘルパー講習だと思います。もちろんヘルパー2級の資格がある方がベストですが、移動支援は全く違う支援なので、東京都の移動支援従業者講習会を東久留米で是非やってほしいです。それをするによってヘルパーが広がると思います。

清瀬のわかば会が毎年やっています。私が講師に行き、優友が実習場所として提供しているので、1人か2人は必ずヘルパーとして登録してくださる方がいます。ヘルパー不足というのはどこの事業所も同じなので、東久留米でのヘルパー講習が利用者さんのお断りをなくす一番のことだと思っています。

放課後施設については、来年4月から放課後等デイサービスという事業が新しく始まるので、一事業所だけでなく、いろいろな事業所とも契約ができるシステムにはなっていくと思います。放課後等デイを希望した日数、例えば週5日使いたいのですとか、週3日使いたいのですという希望がそのまま通るかどうかが、今不安の材料です。

現状はそういうところです。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。送迎と放課後活動の現状と課題についてのレポートでしたが、いかがでしょうか。

【委員】 現在、小学生は月10時間とかって決まっているとのことですが、小学生が学童に通いたいという要件を満たして学童に行くのでしょうか、その時間数を同じ条件では利用できないということなんですか。毎日行くことができないのですか。

【委員】 学童は学童です。そのほかに移動支援として月10時間というのをもらえるので、放課後施設の箱ものと、移動支援の外の外出と、別のものなんです。

【委員】 これをつなぐというわけですよね。学校が終わったときに迎えに行って、放課後サービスなり学童につなぐわけですね。ここの学童にほかの健常のお子さんだったら毎日行けるわけですよね。障害のお子さんは毎日行くことはできるんですか。

【委員】 それは学童の受け入れ体制によると思います。お子さんの状況と学童の受け入れ体制で、極端な話、週3日なら受けますよって言われる方もいますし、5日いいですよと言われる方もいるようです。それは学童の体制なので。

【委員】 送迎の数と毎日行くというのは合わないの？

【委員】 合いません。週5日行く方は月20日行くわけですよね。だけど、10時間は10時間で、10時間以上は絶対もらえないので、あとの10回は自費ですね。だから、先ほど1,600円っておっしゃっていただけけれども、自費でのサービスの利用になります。

【委員】 でも、学童クラブというのは保育に欠けるから、行くわけですよね。だから、働いている親御さんだったら、障害のお子さんであろうと、その状態があるわけですよね。

【委員】 そうです。でも、その点の保障は認められてないです。

【委員】 それと、余暇活動という部分では、親御さんが働いてなくても利用可能？

【委員】 それは可能です。

【委員】 じゃ、親御さんのほうには2つのニーズがあるわけですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 わかりました。

それと、来年度のデイサービスに移行予定ということで移行できれば、複数の事業所との契約が可能ということなので、そういう複数……。

【委員】 来年になると、例えばA事業所に週2日間行って、B事業所に週2日間行って、あと1日は移動支援などのサービスを利用しようとか、そういうのは少し広がるのではないかなという期待はあります。ただ、まだ始まっていないので、ちょっと不安はありますけど。

【委員】 原則的に一人一人の生活状態に合わせてケアプランを立てる形になりますよね。その中でも移動支援の時間数の枠はありますか。それとも来年度障害者総合支援法になってからは、それは解消しますか。

【委員】 移動支援はそのまま10時間です。

【委員】 わかりました。

【委員】 変わらないです。

【委員】 そのサービスの枠はどのような厳しさかについて、聞かせていただきました。

【委員】 10時間以上の利用は自費です。

【委員】 だから、場所があってもなかなか行かれないということがあるのでね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 議長ですが、質問いたします。要するに現状は10時間までということですが、これは一般学童ではなくて、放課後等デイサービスを使う場合も送迎はそのままなのでしょうか。

【委員】 施設によります。

【委員長】 放課後等デイサービスが開始されると、通所等訓練事業はどのようになるのでしょうか。

【委員】 その補助金は3月で終わりになります。

【委員長】 打ち切りですか。

【委員】 はい。

【委員長】 それでは、最後のレポートにいきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員F】 テーマが「東久留米市の生徒の進路指導から見えてくるこの地域の課題について」ということでしたので、済みません、出させていただいた資料は各学年の数が書いてありますけれども、高等部の1年生、2年生、3年生ということです。そこはきちんと明記していませんので、よろしくお願いいたします。

また、この資料ですけれども、学校内の情報を一部持ち出していますので、取り扱いについてはこの会の中だけにとどめておいていただければと思います。わかりやすく具体的な施設名なども書かせていただきましたので、すみませんが、取り扱いのほうをよろしくお願いいたします。

まず、本校は知的障害のある特別支援学校で、小学部、中学部、高等部とありますが、今申し上げましたとおり、高等部に関してのみのお話になってしまっていますが、ご了承ください。

東久留米市のまず在住生徒が本校の中でどのぐらいの割合かというのが、一番初めの表になっております。3年生、2年生、1年生の順で書かせていただいております、学年の横にある括弧は全体の人数になっています。学区内に児童養

護施設が数箇所ありますので、在住3市以外の生徒さんの数も入った上での数字になっています。簡単にどれぐらいの割合かというふうにはすぐには言えませんが、東久留米市の在住生徒は例年それほど増えもしないし、大体同じぐらいの数で推移しているかなというところですか。どの学年も大体4分の1から5分の1程度の人数になっています。

愛の手帳の度数の割合は、どの学年でも比較的軽度の4度の方が多く、これはどの市についても同じように言えることです。2度の方、いわゆる重度の方は1年生のほうで少ないですけれども、これもその年その年で違いますので、この年度についてはこのようになっているということでごらんになってください。最近の様子では、比較的軽度の方が多く、2度、3度の方はそれほど多くなく、特に3度の方が最近は少ないかなと見ています。

現場実習については、本校は高等部では2年生で1回、3年生で2回ないし3回という形で行っています。最近の傾向として、東京都でも職業学科のある学校をつくっていて、来年度もまた1校開校しますが、現場実習、特に就労支援に関しては早い段階からやる傾向にあります。1年生の段階からどんどん現場実習に出ている学校も増えていきますし、そういう点では清瀬のほうはまだゆっくりと、生徒の実態をじっくり見てから現場実習、就労支援という形になっています。

その点を踏まえて、進路予定先・現場実習先という表ですが、3年生はあと数カ月で学校を卒業することになり、大体の進路予定先が決まりかけているところですが、まだこれが決定ではありません。

2年生については、この11月ぐらいに行った実習先です。愛の手帳2度、3度、4度という形で分けて書かせていただいていますけれども、2度の方は生活介護からB型を利用する方もおりますけれども、だいたい2度の方は生活介護、3度の方などがB型、4度の方は就労関係が多いですが、B型を利用する方もいらっしゃいます。4度の方はやはり認識の幅は広いかなととらえております。

具体的な施設の名前を見ていただくことで、東久留米の様子がわかると思いますが、現場実習の進路指導を通して、課題というところまではいきませんが、感じたこと、今思っていることを2番のところに書かせていただいています。

本校は知的障害のある生徒が通う学校なので、入学に当たっては、愛の手帳を持っているということが原則になっていますが、取ることを見込みで入られてくる方も例年何人かいらっしゃいます。一応取りますよという形で入学しますが、実際のところは行き場がなくて入学してくる方も残念ながらいらっしゃいます。1番の問題点は障害受容がないのに入学されてくることです。その点

で、東久留米市の方はほぼ全員愛の手帳を取られてから高等部へ入られていますし、障害受容ということでも中学校段階での進路指導がきちんとなされているので、他市と比較して苦勞しているところはありません。今後ともその関係をうまく継続していきたいです。

また、福祉課のケースワーカーさんとの連携もよくとれていて、問題のあるケース、支援が必要なケースについて素早く対応していただけていますので、ありがたく思います。

あとは現場実習先を見つけていくまでの家庭とのいろいろなやり取りの中で、障害の重い方の実習先、進路先という点では、東久留米市に限らず、どの市も苦勞しております。東久留米市に関しては、生活介護の施設が今後新たにできる予定もありますし、その点ではいいほうだと思っています。重度の方のほうが比較的早いうちに卒業後のことを考えて、いろいろ早く動かれる方が多いです。先々を見据えて、入学してすぐの1年生の段階からいろいろな施設を見学されていますし、またこちらのほうからもぜひお願いしたいと話していますので、学校としては各施設の方と十分連携をとって、いろいろな情報を交換していけたらと思います。ただ、先ほど委員からもご指摘がありましたが、選択肢という点ではそれほど多くはなく、その点については課題になるのかなと考えています。

しかし、新しい施設をつくるというのは大変だと思います。せめて定員の見直しとか、生活介護となると送迎サービスというのは大きな選択肢の一つになりますので、そちらのサービスが充実してくれたら、というのが、今回、現場実習先、進路先を選んでいく中で感じたことです。定員に枠があっても、送迎サービスのほうは車の台数とか、乗車人数の関係でできないんですよという施設が幾つかありましたので、そこが充実してくれば、もう少し選択肢というところでは広がりがあると思いました。なかなかすぐにできることではないと思いますが、一応声として上げておきます。

あと、一昨年度自立支援法への完全移行ということで、就労支援B型の施設について他市からも通えることになりました。今回、ある事業所に本校から3名行く予定で準備していますが、その3名のうち2名は他市から利用します。他市からの利用がB型については増えています。

まだ清瀬特別支援学校の通学区3市間では情報がつかみやすいのですが、それ以外の動向にも気を配る必要があります。お隣の西東京市に田無特別支援学校がありますが、こちらの学校はこの数年で人数が急激に増えていまして、開校段階では1学年30人規模ということで作られた学校のはずが、今は1学年70人を超えていて、教室をカーテンで半分に仕切り対応しているという状

況です。田無の進路指導の先生からは、自分たちの学区域内では進路先がおさまらないので、他市のほうにもどんどん出ていく予定になると思うのでよろしくという言葉がかけられたりしていますので、近隣の状況などもつかんだ上で進路指導を進めていかなければいけない現状です。

あと、学校として、今後どうしていこうかな一番気にしているところは、先ほど委員からもありました就労支援B型の施設利用についてです。「特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型の利用の取り扱いについて」が厚労省から報告が出ていますが、現在の障害者自立支援法では、就労系障害福祉サービスの選択時においては、就労移行支援を利用して一般就労が可能かどうかを見きわめた上で、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としているという文章がまだ残っています。

これは就労が難しいとだめ出しをされた人がB型を利用すると言っているような感じで、すごくおかしいなと感じています。ただ、自立支援法が改正になっても、この部分だけは残るようで、今後このことが一番の課題となると思います。これも東久留米市に限ったことではなくて、どこの自治体もで、特に清瀬の学区域の他市はまだ自立支援協議会ができていないようなので、東久留米の話がほかのところにも波及していくのではないかと思います。

このB型の利用についてはその後いろいろ経過措置などもありまして、とりあえず今年度の3月末日までに支給決定を受けている方は、卒業後もそのままB型を利用できることになっていますが、自治体によっては今年度から認めませんよと言っているところもあり、その流れが来年度以降は果たしてどうなるんだろうかというところが気になっているところです。

厚労省でも、就労支援施設のアセスメントだけでは数とか体制が十分ではないので、障害者就業・生活支援センターでのアセスメントも幅を広げて体制を整えていくことを検討していくとしていますが、このことが東久留米市で今後どのように進めていくのかという点は、学校もぜひ連携をとっていきたいと考えています。アセスメント体制の整備については、各市町村にお願いしたいという丸投げ的な文章も残っていたりして、これは具体的に平成27年3月の末日までに体制整備が完了するようになっていきますので、あわせてどのように進めていくのか心配な点です。

自立支援協議会等の意見も取り入れながら考えていくという文言もあります。アセスメントについて学校としてどのように関わっていけるのか、やり方はいろいろ提案できるのかなと思いますので、ぜひ皆さんのいろいろなお考えを伺って検討したいので、よろしくをお願いします。

【委員長】 どうもありがとうございました。6本の報告から様々な障害に

関するお立場の現状と課題を学ぶことができたと思います。次回以降もこの形式で、委員の皆様から各領域の現状と課題をご報告いただき学習を進めたいと考えております。

さて、残り時間で、専門部会等についてフリーディスカッションしたいと思っております。

資料3をごらんください。これは多摩地区の近隣自治体の自立支援協議会の設置と部会等の部会、プロジェクト、ワーキング等の有無の一覧です。これを見ると、必ずしも全てで設置されているわけではありませんが、設置している自治体が多いように見受けられます。その数は自治体で異なり、1～2つ置いているところもあれば、それ以上のところもあるようです。こうした中、東久留米では部会をどうするか、設置するのであれば何が必要かなどにつきまして、ご意見等をお伺いしたいと思います。

まずは、他市でも委員を務められております委員の方に、最初のご発言をお願いできますでしょうか。

【委員】 私は小平市と西東京市で言います。小平市は地域移行部会という部分で、入院ですとか施設に入っていた方を、どういう形で地域に移行させるかというのは難しいということなので、そういったことからこの課題を選んでいきます。そのほかにきょう皆さんの報告の中にもありました、自分たち活動をどういうふうにしてもらうのかという部分で、昨年度情報部会というのできて、自立支援協議会で「お～えん」という情報誌をつくって、自立支援協議会として障害者の方に暮らしやすいための情報を提供するような働きもしております。ですから今、地域移行部会に、プラス情報発信のための部会をつくって活動しているところです。

【委員長】 メンバーは、委員だけでなく、それ以外の方も加わっているのでしょうか。

【委員】 そうですね。幹事会のメンバーが分かれています。

【委員長】 つまり、委員は委員としてあって、部会では、幹事会に委員以外の者も専門性に応じてメンバーとなるということですね。

【委員】 そうですね。

【委員長】 委員は、ほかの自治体にも参加されているとお伺いしていますが、いかがでしょうか。

【委員】 私は、武蔵野市と三鷹市で自立支援協議会専門部会のメンバーとなっています。両市ともいくつかの専門部会がありますが、私自身は今年度からメンバーとなっていますので、各専門部会がどのような経緯で置かれたのか、詳細はわかりませんが、その地域の課題を具体的に解決・改善していくため、

専門的な施策検討の場として専門部会が設置されています。

専門部会のメンバー構成ですが、武蔵野市については、協議会の親会、この親会は、協議会委員と事務局によって構成されていますが、親会の下に専門部会が設置されています。親会の委員が各専門部会の担当委員となり、部会の検討内容に沿って関係機関よりメンバーとしての参加を依頼します。ハローワークは、今年度よりはたらく部会のメンバーとなっておりまして、22年度より施行している「ハートフル実習」、これは、働きたいという気持ちがあるけれども、一歩踏み出す勇気が出ないという方に体験実習の機会を提供し、社会参加のきっかけとなることを狙いとしていますが、現在この実習事業の拡充を図っています。

三鷹市の協議会委員は42名おり、各委員は、いずれかの専門部会に所属することになっています。ハローワークは就労支援部会に所属しておりまして、部会員の相互理解を深め、ネットワークの構成を図るとともに、各就労支援事業所等の実態を把握し、今後の議論に役立てるため、施設見学を実施し、それぞれの事業所での取り組みや課題についての情報交換を行っています。

簡単に説明させていただきましたが、こんな感じでやっております。

【委員長】 ありがとうございます。それでは皆様、ご意見いただければと思います。

【委員】 まだ東久留米市は始まったばかりということで、今回の共通理解に向けてという、委員さんからのレポートという本日の議題すごくいいなと思ったんです。この自立支援協議会のメンバーが、この市の状況ってどんなのだとか、どんな悩みがあるのということをよく知ることが大事です。あと今ちょうど来年度の法改正によって、福祉のまちづくりでできなかったところができることだとか、もうちょっと市として頑張らなくちゃいけないこととかが出てくると思うんです。

だから、まだ部会というのに焦らないで、地域の状況を確認したり、法律の中身をみんなで勉強し合ったり、そんなことをしていった課題整理をしていく時間を取ったらどうでしょう。それから市の障害者計画についても皆さんで勉強し合って、どこに力を入れてやっていくか、市の特色を出すかというので、そんな中で部会のテーマが出てきたほうがいいのかなど、私自身はきょうの話が非常によかったなので、そういうふうに思いました。

【委員長】 確かに学習を積み重ねて、課題整理をしながら具体化していくことは大切だと思います。

【委員】 今の話にも通ずるのかなと思うんですけども、今、東京都内で八王子市が差別禁止条例をつくっていますよね。障害のある人もない人もとも

に暮らしやすい地域づくりということで、そういう意味で先ほども出ていたように、親亡き後の障害のある人の暮らしを支えていく地域をつくっていくことを目指すには、そういうものもつくっていきける部会みたいなのがあったらいいのかなと思っています。差別禁止ってきつい言葉なんだけれども、もうちょっとやわらかい言葉を東久留米流につくりながら相互理解を深めていくということと、障害の状況によって違いはたくさんあると思うので、どういうことが差別なんだということをお互いに出し合いながらつくっていったらいいのかなと思います。

【委員長】 ありがとうございます。差別禁止法との関連で、自治体が積極的にそこにコミットしていくご提案だと思います。あわせて、親亡き後の話についても、将来を見通した課題だと思います。

【委員】 こちらのほかの各市でやられている表を見ますと、障害の種別ごとに部会をつくられているところと、それから働くですとか、暮らすとか、相談分野とか、当事者部会ですとか、そういった内容に応じた会をつくられているという、その2種類のような感じがするんです。それはどちらがいいのかというのをちょっと考えてみますと、確かに種別ごとに分けますと、わりあいと共通性のあるところがありますけれども、また働くとか居住ですとか、そういったものごとに分けますと、ちょっと広くなってくるという、視点を広く開く形になるメリットもまたあるのかなとちょっと思いまして、どちらがいいのかというのは私はまだ個人的にはわからないんですけれども、そういったことをもう少し考え、検討していけたらなと思いました。

【委員長】 障害種別と領域、どのような視点で切り込むかという大事な問題だと思います。また、委員に含まれていない障害種別やライフステージについて部会で補うことも考えられるかなと思います。

【委員】 もう一つ、相談支援がこれから各事業所にもちょっと影響してくる。サービス等利用計画、ケアプランをつくらなくちゃいけないという状況になってくるので、そこら辺の標準化というのはおかしいかもしれないけれども、各事業所と連携することとか、あとアンテナを張っていないと。先ほども田無特別支援学校はかなり人数が多いというんだけれども、どういう地域のニーズがあるか相談支援の中で把握していくのはとても大事なかなと思うので、すぐというのではないけれども、相談支援については我々も学ばなきゃいけないことはいっぱいあると思いますので、そういうのはぜひつくってもらえるとありがたいなと思います。

【委員長】 相談支援、ケアプランのようなことも含めてです。

はい、お願いします。

【委員】 みんなお互いに支援、協力し合うといっても、実際に障害者、例えば私も皆さん障害者じゃない。まちまちなので、どのように支援したらいいか、また支援してもらいたいかということについてはお互いに不透明。協力をお願いしますと言われても、何を私は協力したらいいのかという面もわかりません。例えば施設の人と話す、実際、私たちは内容の把握ができない。何人受け入れました、何人入りましたって、その点もよくわからない面があるんです。

一緒になって勉強するのもとても大切ですが、自立支援法についてもうとい面もありますので、いろいろ講演を聞くとかという勉強も必要だと思います。障害者同士で部会についてお互いよく話し合っただとめるといふか、気持ちを統一するといふか、その辺があつて、施設の人ば施設の人で受け入れ体制、ヘルパー体制といふお話があると思ふんですけれども、その辺は少し私はわからないといふ気持ちです。障害者は障害者としての部会があれば、私はすごく協力できるんじゃないかなと思ふんです。

【委員長】 当事者・家族で共通点や差異を学び合うことは意義あると思ひます。

【委員】 私のところは就労支援もやっているのでありますが、東久留米市は、以前は雇用促進の関係する機関の会議がありました。現在は、ちよつと活動が落ちてゐるんですけれども、これから障害の領域を問はずかかわってくる大きな問題なので、勉強の内容も含めてその分野も入れていただければと思ひます。

【委員長】 雇用促進、就労支援といふキーワードですね。

【委員】 はい。

【委員】 最初に専門部会のこと、専門部会では設置要綱にある事項について協議を行うといふのが協議会の項目にあると思ふんですが、それに沿った部会を設置すべきじゃないかと考えます。ですから、先ほど委員が言われたのは相談支援事業といふこと、委員が言われたのは社会資源の開発とか、その辺のことも含めた部会なのかなと。ですから、この事項に沿った部会を当てはめるような形で、目的がずれないように協議に合う項目で、協議事項5項目あるといふても、それ全部といふわけでは当然ないですが、その中の中心になる項目からずれないように趣旨で挙げていくのがいいのかなと思ひます。

【委員長】 協議会の目的は協議事項5つありますので、当然その目的とこの協議会の事項に沿うものをつくっていくことは前提だと思ひます。

【委員】 いいですか、続いて。あと、今後、障害者の自立等で考えれば、

権利擁護とか、その辺の部会を設置したほうがいいのかというのが1つあります。

【委員長】 それでは、まだ少し議論が中途半端なところもありますが、また次回もフリーディスカッションで、引き続きこの議題について検討したいと思います。

最後に次回日程です。2月18日（月曜日）か2月21日（木曜日）のいずれか、時間は2時から4時半、場所はさいわい福祉センターです。

それでは、きょう用意した議題はこれで全て終了になりますので、最後に事務局報告にしたいと思います。じゃ、よろしくお願いします。

【事務局】 事務局のほうから何点かご連絡をさせていただきます。

先ほどお話があったんですけども、第1回の議事概要が17日（月曜日）、きのう市役所のホームページにアップされました。きょうプリントアウトした東久留米市という、アドレスって書いてあるものが市のホームページの見本です。この順番に1、2、3とクリックしていただければ議事概要にたどり着くようになっていますので、参考にしてください。第2回、本日の分も準備整次第アップさせていただきます。

あと、2枚目、イオン黄色いレシート説明というものなんですけれども、来年春、東久留米にイオンがオープンするんですが、ボランティア団体ですとか障害者の関係の団体さんに、地域の社会貢献ということでイオン黄色いレシートという事業をしているそうです。それで、説明をつけさせていただきました。これは委員さんで申し込む方もいらっしゃるかなということで、情報提供です。詳しくは、申しわけありません、1枚目の一番下、四角の枠の下に書いてあるイオンの担当のかたにご連絡をしてください。

あと、本日の議事録なんですけれども、事務局のさいわい福祉センターから委員さん皆様に、内容について訂正、校正があるかチェックをまた依頼させていただきます。訂正がある場合、また訂正がない場合も、さいわい福祉センターに回答を入れてください。よろしくお願いします。

連絡は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

【障害福祉課長】 あと先生、きょうのレポートの中で委員のほうから、これは取り扱い注意でとありましたが、そういうふうに言っていただければ、公開から外します。前回第1回目の資料、西東京市の田中委員のレジュメとかも載せておりますので、そのほうがわかりやすいので基本的には資料も公開したいのですが、今回の委員のような事情がある場合は、断っていただければ載せないようにしますので言ってください。それから、発言中の固有名詞とかで削

除したいということも、議事録を皆様に送ったときに見ていただいて、チェックしていただいて、削っていただいて結構です。議事録というのはそのものずばりなんですが、公開は議事概要というふうに言いかえますので、そこら辺はそのものずばりじゃなくてもいいというスタンスでいきます。そういうところは十分配慮していきますので、その点チェックをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【委員長】 それでは、これをもちまして第2回東久留米市地域自立支援協議会を終了したいと思います。委員の皆様、ありがとうございました。

—— 了 ——

東久留米市の知的障害児・者の現状と課題

小・中学校特別支援学級・特別支援学校小・高等部保護者及び成人期家族より聞き取り

【小学生】

- 障害のある子どもとその兄弟・姉妹の生活の両立
 - ファミリーサポート・産後の家事支援利用の経済的負担
 - 子育て支援の社会資源不足
 - 移動支援の制限
- 共働きの実現
 - ・移動支援・日中一時支援、柔軟な活用
- 特別支援教育教員の専門性
- 特別支援学級の児童数増加
 - ・介助員増員
- 情報共有・支えあいなどのための横のつながり
 - ・保護者間のつながりが希薄、孤立するケース
- 移動支援
 - ・市内のみ限定
 - ・希望日時重複により利用できないケース

【中学生】

- 特別支援教育教員の専門性
- 通常学級との交流
- 学力の個人差

【高校生】

卒後の行き場

- ・生活介護事業所空きがない
- ・就労継続支援 B 型事業所 25 年度から新卒が利用できるか、それぞれに合った事業所選択ができるか

卒後の余暇を含めた生活の不安

移動支援・日中一時支援・短期入所

- ・利用時間の制限
- ・学齢期の短期入所（通学可能）市内に必要

【成人期】

親の役割の転換・親亡き後

- ・老々障介護・介助
- ・GH・CH ニーズ増加、入所施設利用、成年後見制度
- ・施設・事業所設立について地域の理解

世代を超えた地域状況と課題の共有

啓発活動

高次脳機能障害者の家族としてどのような困難があるのか！

※ 発症後、手帖取得の問題が先決となると思い、今回発症～手帖取得までの経験した事を書かせていただきました。

よろしくお願い致します。

H24年12月6日 委員 B

高次脳機能障害者の家族としてどのような困難があるのか！

※ 身体障害者手帖の取得（発症 H18.4.30 日～手帖取得まで

H20.6月 身体障害者手帖 4級

H20.10月 精神障害者手帖 2級

主人は高次脳障害者です。原因はくも膜下出血です。

H18. 4.30 日一人である店へ ETC カードを買うため 2 階の駐車場から店へ行く途中、突然頭をハンマーで叩かれた様な強い衝撃を受け、目も異常な痛みを感じ、階段から転げ落ち救急車で病院に搬送、その日、左側 1 ケ出血、残り 1 ケもピーキング止め、左右動脈瘤計 3 ケあり、残り右 1 ケの動脈瘤も 5 年以内に発症する可能性があるため、6 月の初旬にピーキング手術をした。その後恐れていた合併症…髄膜炎 3 回、水頭症…シャント手術 3 回目です。入院中主人は、私に大きな声で怒る事がたまにあり、退院に向けての説明の時、「御主人は高次脳機能障害で失語症、また半身不随かもしれません」と言われました。手帖はすぐ取れるのですかと聞きますと、しばらく通院を続けながら手帖申請するかどうか考えましようとの事でした。

また、高次脳機能障害者手帖はありませんと言われ後遺症が残っても手帖取得がむずかしい様なので途方に暮れました。どこに、だれに相談したら良いのか全然分からない状態でした。当時千葉県に在住中、市内の広報で「失語症」の会で会員募集を見て電話をし主催されている ST の先生と面談、御主人は 5 段階の 3 の失語症ですが、手帖は持っていますかと聞かれ持っていなかった為、ST の先生が勤めている病院で検診、院長も身体障害者 3 級ですねと初回の時に言われ、3 週間後、脳のレントゲン結果と、もう一度最初と同じ質問をされ初診の時、答えられなかった事がすらすらと答えたため、Dr はこの人は“うそ”をついている、私(妻)が分からないと言いなさいと教えたからだと怒り手帖申請は書かないと言われ、ST、院内の事務、検査をした ST の方達も初診検査の時、ご本人は何も分からなかったと話されても Dr は断固として書かないと怒っていました。紹介の ST の先生の方を添えて H20.6 月 4 級なら書くと言われて取得しました。精神障害者手帖（器質性精神障害）も脳外科の Dr に申請していただき 20 年 10 月取得出来ました。

※ 高次脳機能障害者の方は、一見、健常者に見られ誤解を受けやすい、現在障害と認められていないため一日も早く認められる事により手帖取得手続きが出来、当事者及び家族の方々も高次脳機能障害を受け入れやすくなるのではないかと思います。

委員 B レポート「高次脳機能障害の家族としてどのような困難があるのか！」

外傷や脳血管障害などによる脳の損傷によって「高次脳機能障害」になると、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などに障害をきたす。これらの機能は、私たちが社会で暮らしていくために重要なものだが、その障害が外見からは分りにくく周囲の方々も対応にとまどうことが多い。

1. 手帖が取りづらい

高次脳障害の程度が一定の基準に該当するかどうかの検査までの期間が長い個人差がある。(別紙参照)

2. サービス利用が受けづらい

この障害の方は、感情と行動のコントロールがむずかしく、気に入らなければ、“おこる”大きな声を出したり、“ケンカ”になったりすることがあり、施設入所の面接の時、「そのような行動を取る方は…」と施設の方から断られる事もある。しかし、受け入れていただき、支援者の配慮があれば施設に楽しく通所できる。

*施設長、職員の方々、ケアマネ等の関係者には、高次脳機能障害について、専門的知識を持ってほしい。

*高次脳機能障害者を積極的に受け入れる、デイ・サービス、グループホーム、施設が必要 (老々介護・介護者自身の精神的、身体的に負担軽減のため)

3. 家族会を立ち上げたこと

良い点・・・情報共有の場

ある日突然、高次脳機能障害者となった家族を持ち、発症をきっかけに、今までは何も問題を感じられなかった家族間であっても、家族相互の認識の違い、家族の役割交替、当事者に対する接し方、将来のこと、その他様々なことについての不安、疑問などにとまどったり、悩んだりする。孤軍奮闘していた方々が、家族会を通して自由に話し合える場をもつことができている。

*会員数 20名

考慮する点・・・当事者の出席が少ない

一人一人障害が違います。一人で歩いてはこられない、失語症、対人とのコミュニケーションがうまく取れない等のため、なかなか外へ出る事ができない。

4. 高次脳機能障害者と家族の会「絆」交流会

年3回7月,11月,3月 西東京市、東村山市、清瀬市、小平市、東久留米市(5市共催)

*その他の月・・・各市で交流会開催

私たち『東久留米市ろうあ協会』は、市内の聴覚障害者が集まってさまざまな活動をしている任意団体です。市内には300人の聴覚障害者がいると言われてはいますが、現会員は20名ほどです。

(1) 《定例会》

毎月1回（第1日曜日）さいわい福祉センターで開きます。総会の時に『1年間の活動計画』を立て、それに沿って『活動』の話し合い『行事』の打ち合わせ等を行ないます。

(2) 《私たちの活動》

私たち聴覚障害者は見た目が健常者と変わらないため、なかなか聞こえないという障害を判ってもらえない、他の障害者より理解がなかなか得られないという面があります。“聞こえません”というと、たいがい耳に口を寄せて大声を出されるのが常です。それで私たちは次のような活動に取り組んでいます。

① 啓発活動

偏見や差別をなくすには、障害当事者が自ら発信しなければ真の理解が得られないのではという、つまり例えは悪いけれど『百聞は一見にしかず』という当会の考えがあり、市民とのふれあいの場をたくさん持つよう努めています。今年で第16回を数えた『聴覚障害者への理解を深める集い（以下“集い”）』もその一つです。また障害者の理解は『小さい時からの自然なふれあいの中から』という目的で市内の小学校・中学校に出向いて手話の普及と理解のための交流をしています。

② 手話講習会について

市が主催する手話講習会は市民の関心が高い講座の一つで毎年たくさんの方が受講します。私たちの情報保障として必要な手話通訳者の養成と市民の理解者が増えることを目的とし、聞こえない人が講師を務めています。また手話講習会を終了した人たちで作る『手話サークル』もあり、私たちの良き理解者として一緒に啓発活動をしています。

(3) 《親睦》

手話サークルのメンバーや、現在手話学習中の人たちと『新年会』『お花見』『納涼会』『ハイキング』『一泊旅行』『忘年会』などなどの親睦を目的にした相互理解の交流会もあります。

(4) 《今後の課題について》

- ① ろうあ協会の会員を増やしたい。（そのためには？）
- ② 手話講習会『夜の部』の新設。（働く人にも均等の機会を）
- ③ 手話通訳者の増員。（情報保障の充実！）
- ④ 市内の聴覚障害者の高齢化に伴い、専用のディホームの場を。

精神障害者の作業所からみた精神障害者支援の現状と課題について

2012年11月21日 委員D

1. 支援出来ていること

- ・家から出て、生活のリズムをつける。
- ・他の利用者、職員、お客様等との交わりを通して社会参加する。
- ・通院、服薬、食事、身だしなみ、お金の使い方等についてのアドバイス、見守り。
- ・作業を通じて、訓練し、若干の工賃を得る。
- ・なかには、通所が生きがいや楽しみとなり、充実感を感じられる方もおられる。
- ・就労支援、生活支援、居住支援等が実を結ぶことも時にはある。

2. 支援出来ていないこと

- ・作業所に通えない人に対する支援

本人が通う気持ちにならない。

精神的に人の大勢いるところが苦手

医療につながっていない方

ひきこもり、性格的なかたより等で、障害とまでは断定できない方

- ・作業所の指導力不足等による限界

他の利用者に迷惑をかける可能性がある方への支援

職員の力量不足等により、指導が出来ない、良い結果が出ないと想定される場合

- ・生活に資する程度の工賃水準（月額 6（工賃）+ 6（障害年金）= 12万円あればギリギリ生活出来る）を得ること

平成24年12月6日

[第2回自立支援協議会 資料]

「障害児の放課後活動、余暇活動の支援について」

委員E

1. 障害児の放課後活動の現状

放課後活動施設として		*学童（小3まで～障害児は小4まで延長可能） *このみ（通所訓練事業） *かるがも（通所訓練事業） *しおん学園（通所訓練事業） *てんとうむし（自費）
移動支援	小学生	月10時間（3か月で30時間、夏休みは+10時間）
	中・高校生	月20時間（3か月で60時間、夏休みは+10時間）
	18歳以上	月20時間（3か月で60時間）
日中一時	月	7日間

2. 障害児の放課後活動の問題点

- *学童が小3までで、それ以降の預け先が安定しない。費用も児童より高い
- *学童の障害児枠は、時間延長保育を受け入れてもらえない場合がある。
- *学童に入れる子は、条件がある。
- *放課後施設に空きがない。通所訓練事業の補助金なので、1か所しか利用できない。
- *移動支援の時間が少ない。特に小学生。

3. 障害児の放課後活動の今後

- *来年4月から、4施設が放課後ディサービスに移行予定なので、移行できれば、数か所の事業所との契約が可能になる。
- *移動支援のヘルパーが、各事業所不足していて、新規で利用したくても契約ができない。また、移動支援を申し込んでも、断られることがある。

希望として～

- *放課後ディサービスの支給は希望日数を支給してほしい。
- *市内で、ガイドヘルパーの講習を実施して、ヘルパーになる人を増やしてほしい。